

入間市観光大使「いるティー」のデザイン、愛称等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入間市観光大使「いるティー」(以下「いるティー」という。)のイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの(以下「デザイン等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 「いるティー」のデザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、「いるティー」デザイン等使用申請書(第1号様式)を入間市観光協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 新聞社等、その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (2) 入間市観光協会及び入間市が主体となって実施する事業等で使用するとき。
- (3) その他、会長が認めるとき。

2 会長は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し「いるティー」デザイン等使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「いるティー」デザイン等使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 会長は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

(使用承認の期間)

第4条 デザイン等の使用許可の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。

2 第3条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

- (1) デザイン等の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合

- (2) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 入間市観光協会及び入間市の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損なうおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってデザイン等が使用されないおそれのある場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、会長がデザイン等の使用を不相当と認める場合
(デザイン等の適正使用)

第6条 使用者は、デザイン等の使用に関して、この要綱を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 会長は、デザイン等の使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の変更)

第7条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「いるティー」デザイン等使用承認変更申請書(第4号様式)を会長に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して「いるティー」デザイン等使用承認取消通知書(第5号様式)を交付するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第9条 デザイン等の使用は、原則無料とする。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34

年法律第125号)による意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第2条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

「いるティー」デザイン等使用申請書

年 月 日

(あて先) 入間市観光協会長

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ 印

電 話 _____

次のとおり入間市観光大使「いるティー」のデザイン等を使用したいので、申請します。

使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
作成又は使用個数 (単位)	()	
使用方法	※使用見本もしくは使用案を添付すること	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	Eメール	

第2号様式（第3条関係）

「いるティー」デザイン等使用承認通知書

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で申請のあった入間市観光大使「いるティー」のデザイン等の使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

入間市観光協会会長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日～ 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
事務局	入間市観光協会事務局 電話 04-2964-4889

入間市観光協会観光大使「いるティー」のデザイン等使用に係る承認条件

- 1 本デザイン等の使用にあたっては、『入間市観光大使「いるティー」のデザイン、愛称等の使用に関する要綱』の規定の指示に基づくこと。
- 2 本デザイン等との同一性を損なわないこと。また、本デザイン等と異なる表示を行う場合には、予め当観光協会と協議を行うこと。
- 3 愛称は、次の表記のとおり「いるティー」とすること。
- 4 申請者が本デザイン等の使用に際して、故意または過失により当観光協会に損害を与えた場合、これによって生じた損害について賠償すること。
- 5 本デザイン等を付した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、当観光協会は一切責任を負わないものとする。
- 6 本デザイン等を付する製品等については、法令等で定める製造基準及び表示義務を満たすものであること。
- 7 承認にかかる物品の完成品もしくは完成品の写真を、速やかに当観光協会会長に提出すること。
- 8 その他の条件

--

第3号様式（第3条関係）

「いるティー」デザイン等使用不承認通知書

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で申請のあった入間市観光大使「いるティー」のデザイン等の使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

入間市観光協会会長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
不承認の理由	
備考	
事務局	入間市観光協会事務局 電話 04-2964-4889

第4号様式(第7条関係)

「いるティー」デザイン等使用承認変更申請書

年 月 日

(あて先) 入間市観光協会長

申請者 所在地 _____
 団 体 名 _____
 代表者名 _____ 印 _____
 電 話 _____

次のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので、申請します。

使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
変更する事項		
変更の理由		
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
担当者連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	

第5号様式（第8条関係）

「いるティー」デザイン等使用承認取消通知書

(所在地)

(団体名)

(代表者名) 様

年 月 日付で通知した「いるティー」デザイン等使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

年 月 日

入間市観光協会会長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 (単位)	()
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
取り消しの理由	
備考	
事務局	入間市観光協会事務局 電話 04-2964-4889